

平成28年6月28日

株 主 各 位

姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地

虹 技 株 式 会 社

代表取締役社長 堀 田 一 之

第111回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第111回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
- 第111期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第111期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

- 決議事項
- 議 案
- 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき5円と決定いたしました。

以 上

第111期期末配当金のお支払いについて

- 第111期期末配当金は、同封の「第111期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成28年6月29日から平成28年7月29日まで）にお受け取りください。
- 銀行振込ご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください。）
- 「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づき作成する『支払通知書』を兼ねております。確定申告を行う際に添付資料としてご利用いただけますので、確定申告をされる株主様は、大切に保管してください。

NISA口座における上場株式の配当金等受取方式に関する注意事項

NISA口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」に変更する必要があります。いま一度、お取引先の証券会社にご確認ください。

- 「株式数比例配分方式」を選択される場合⇨非課税になります！
- ・証券会社で、いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます（証券会社ごとに異なる受取方式は選択できません）。
- ・「株式数比例配分方式」によって上場株式の配当金等を受け取られる場合には、保有銘柄の配当基準日までに、手続を終了しておく必要があります。この手続に要する日数は、証券会社によって異なりますので、お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- ・平成21年1月の株券電子化に当たって、信託銀行などに開設された「特別口座」に上場株式がある場合などは、「株式数比例配分方式」はご利用いただけません。「特別口座」の具体的な手続については、下記のお問合わせ先にご相談ください。

以 上

~~~~~  
[お問合わせ先：株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関]

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031（フリーダイヤル）土・日・祝日を除く 9:00~17:00